平成２９年（フ）第４６８号
札幌市西区西町北13丁目２番21号
債務者　荒木　岳大
1　決定年月日時　平成29年４月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月29日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第４４号
群馬県高崎市吉井町矢田239番地
債務者　小林　　勲
1　決定年月日時　平成29年４月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月29日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２９年（フ）第５２号
群馬県高崎市上大類町1344番地１　マンションベルクランド２号棟202号
債務者　阿部　正枝
1　決定年月日時　平成29年４月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月29日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２９年（フ）第１２６号
埼玉県上尾市西宮下３丁目118番地３　レオパレスステラ105
債務者　岩瀬　長治
1　決定年月日時　平成29年４月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月29日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第５２号
静岡県三島市大場1086番地の525
債務者　和田　一幸
1　決定年月日時　平成29年４月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月29日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２９年（フ）第３００号
名古屋市天白区植田山２丁目101番地（名古屋市植田寮）
債務者　北　　健次
1　決定年月日時　平成29年４月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月29日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第４２号
北海道帯広市西18条北２丁目26番地３
債務者　西川　佳子（旧姓鎌田）
1　決定年月日時　平成29年４月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月30日まで
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２９年（フ）第４１号
愛知県稲沢市駅前２丁目10番１―404号
債務者　五十嵐　稔
1　決定年月日時　平成29年４月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月30日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２９年（フ）第１１号
和歌山県田辺市南新万９番２号
債務者　上田　由紀
1　決定年月日時　平成29年４月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月30日まで
和歌山地方裁判所田辺支部

平成２９年（フ）第１３００号
大阪府枚方市招提元町２丁目８番26号
債務者　鳩山　明布
1　決定年月日時　平成29年４月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月31日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第８０２号
千葉県松戸市中根117番地の10　ＴＯＰ馬橋第３―207号
債務者　赤松　裕貴
1　決定年月日時　平成29年３月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月１日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２９年（フ）第２４号
千葉県松戸市馬橋1825番地の２　ユーキ原山201号
債務者　中島　晃昌
1　決定年月日時　平成29年３月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月１日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２９年（フ）第９０号
千葉県松戸市二ツ木1716番地　コリンヌ二ツ木102号
債務者　西坂　達男
1　決定年月日時　平成29年３月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月１日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２９年（フ）第１００号
千葉県柏市十余二297番地406Ｂ棟
債務者　木澤　隆治
1　決定年月日時　平成29年３月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月１日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２９年（フ）第１４３号
千葉県柏市船戸25番地
債務者　高橋　　誠
1　決定年月日時　平成29年３月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月１日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２９年（フ）第１５０号
千葉県柏市酒井根４丁目７番28号　エーデルハイムＰ―Ⅱ―106号
債務者　岩間　　勉
1　決定年月日時　平成29年３月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月１日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部